

# 事務所法の勉強会設置

## 自民建築設計議連 額賀会長が方針

日事連、制定を要望



総会であいさつする  
額賀会長

自民党の建築設計議員  
連盟（額賀福志郎会長）

は20日、東京・永田町の  
党本部で総会を開いた。  
日本建築士事務所協会連  
合会（日事連、三栖邦博  
会長）にヒアリングを行  
い、日事連は建築士事務  
所の業務を対象とした新  
法「（仮称）建築士事務  
所法」の制定を要望。額  
賀会長は、検討を行った

め、勉強会を設け、日事  
連以外の建築関係団体ら  
の意見も踏まえて議論し  
ていく方針を示した。  
日事連側は、設計の業  
務に特化した法律がない  
ため、消費者を巻き込ん  
だトラブルなどが発生し  
ていると現状を説明。現  
行の建築士法で建築士事

務所について定めている  
第6章などをベースに、  
事務所協会への自動入会  
などによる自律的監督体  
制の構築や無登録業務の  
禁止拡充など新たな10項  
目を追加した新法が必要  
だと指摘した。  
三栖会長は「建物は安  
全・安心の面からは公共

的価値を持つ。建築士と  
建築主が共に社会的責任  
を認識し、直接の契約に  
より責任を果たすとい  
う本来あるべき関係を構築  
することが目的だ」と新  
法制定への理解を求め  
た。渡海紀三朗衆院議員  
は「（新法は）長い間の  
懸案だったが、しっかりと  
と答えを出していない  
といけない」と指摘。額  
賀会長は「渡海議員ら  
専門家を中心に勉強会を  
つくり、日事連以外の  
関係団体からもヒアリン  
グを行って正しい方向性  
をまとめていきたい」と  
語った。